

韓国の馬山輸出加工区の経済的な効果と 外国直接投資(上)

—— 1970～2000年 ——

張 貞 旭

I. はじめに

1970年代後半のアジア地域における急速な経済成長は、かつての内需指向型とは異なり、輸出志向型の外国直接投資によるところが多い。アジア諸国・地域は、台湾の高雄輸出加工区の設置(1965年)を皮切りに、輸出加工区(Export Processing Zone)を設置し、産業の発展、輸出増大、雇用創出などの成果をあげた。輸出加工区への外国直接投資は、アジア諸国・地域の積極的な外資導入政策や優遇措置によって促進された。こうした外国直接投資の大部分は日本企業によって行われ、アジア全体に経済的活力を与えている。最近、年10%強の経済成長率を成し遂げている中国の場合も、1980年の深圳経済特区を中心とした珠江デルタ経済圏への外国直接投資が呼び水の役割を果たしたと言える。しかし地方政府が経済特区・輸出加工区などを乱立させたことや、中国企業の競争力が高まるにつれ、既存の経済特区の存在感が薄くなっているのが現状である。中国政府も地方政府が経済特区・輸出加工区などを設置することに対して認可を厳しくするとともに、産業構造の高度化のために進出企業の資金および業種に関する差別化を行っている。

本稿の研究対象は、1970年の設置から2000年までの韓国の馬山輸出加工区¹⁾である。設置当時から日本企業の直接投資が多く行われたが、1987年からの急速な賃金上昇で低賃金のメリットは失われた。そのため、輸出加工区を

解体し、一般工業団地へ転換させることが議論されたこともある。しかし、韓国政府は国内の産業構造の高度化に伴い、1991年から先端産業中心の産業基地化へ転換させることによる輸出加工区の活性化を目指し、関連する法律の改正を行った。また、2000年7月からグローバル化の進行に合わせ、入居企業の資格を従来の製造業から貿易・物流・情報処理・医療・金融業などにまで拡大した「馬山自由貿易地域（Masan Free Trade Zone）」を発足させ、更なる発展を試みているところである。

輸出加工区に関する従来の研究²⁾は、輸出加工区の一般的な性格や効果の分析にとどまっていた。しかし、輸出加工区の研究では、各国の外資導入制度と加工区の運営制度や進出企業の性格が異なるため、地域毎の現象分析が欠かさない³⁾

本稿の目的は、馬山輸出加工区の展開過程において、日本企業が韓国の経済発展と地域発展に及ぼした影響を分析することである。すなわち、日本企業の進出・撤退の動機と原因、韓国経済や地域経済への貢献、そしてその問題点などを分析することにある。そのためにもまず、馬山輸出加工区の性格を明らかにし、そのうえで、韓国経済における馬山輸出加工区の位置、日本の海外投資のあり方について検討する。さらに、馬山輸出加工区を解体すべきかをめぐる論

1) 設置当時の公式名は「馬山輸出自由地域（Masan Free Export Zone）」であった。

2) 藤森英男編『アジア諸国の輸出加工区』アジア経済研究所、1978年；日本輸出入銀行海外投資研究所「アジアにおける輸出加工区の現況と展望」『海外投資研究所報』第7巻第3号1981年3月；Rudy Maex, *Employment and multinationals in Asian export processing zones*, Geneva, ILO, 1983；A. Basile and D. Germidis, *INVESTING IN FREE EXPORT PROCESSING ZONES*, Paris, OECD, 1984；UNCTAD, *Export processing free zones in developing countries: Implication for trade and industrialization policies*, New York, UNITED NATIONS, 1985；O. Kreye, J. Heinrichs and F. Frobels, *Export processing zones in developing countries: Results of a new survey*, Geneva, ILO, 1987；UNIDO, *Export Processing Zones in Transition: The Case the Republic of Korea*, 1988, p. 38.

3) 例えば、韓国のEPZの数は、Rudy Maex, *ibid.*, p. 18で3ヶ所、A. Basile and D. Germidis, *ibid.*, p. 22で9ヶ所、O. Kreye, J. Heinrichs and F. Frobels, *ibid.*, p. 8で11ヶ所であると述べられているが、1970年から韓国では2ヶ所（馬山と裡里）のEPZしかない。輸出加工区と輸出工業団地とは、行政手続き・内需市場の開放・関税などで適用範囲が異なる。ちなみに、2000年に裡里は新設の郡山自由貿易地域に編入された。

議⁴⁾についても触れ、今後の展望を試みる。ちなみに、本研究は、韓国に関する研究ではあるが、中国経済とりわけ経済特区をめぐる政策を理解するに当たっても一定の示唆を与えうると考える。

Ⅱ. 輸出指向政策と馬山輸出加工区の設立

1. 馬山輸出加工区の設立とその目的

韓国政府は、自立経済を確立するための工業基盤の構築を目標として、1962～66年に第1次経済開発5ヵ年計画を実施し、輸入代替産業（肥料・繊維・セメント）の育成と電力・道路などのインフラの整備を行った。しかし、国内貯蓄が総投資の半分に過ぎないほど深刻に資金が不足していたため、財源の海外依存を余儀なくされた。また、第2次経済開発5ヵ年計画（1967～71年）も、その目標自体は繰り上げ達成したが、貿易収支は赤字で借金は増大し続け、国際収支はさらに悪化した。1967～71年にかけて外資導入は増え続け、公共借入金と商業借金は合計21億6,554万ドルに上り、1971年の元利償還額（2億3,600万ドル）は同年の経常為替収入の14.2%に達した。商業借入金で過剰な設備や老朽設備を導入していた企業の経営は悪化し、返済不能となった「不良借入金企業」が大量発生し⁵⁾、支払い保証銀行による累積債務の返済も増大した。さらにまた、低米価政策による農業問題の深刻化や、1966～71年の全国卸売物価指数の上昇率が年平均8%を超えるという高インフレーションなどの歪みも顕在化した。しかも、ベトナム戦争の終結による特需減少は、国際収支を一層圧迫した。

このような国際収支の悪化を打開するため、韓国政府は従来の商業借入金中心の外資導入政策を改め、外国直接投資の誘致政策を打ち出した。債務償還の負担のない外国直接投資は、資本流入や輸入代替などによる国際収支の改善と

4) 『東南日報』1991年3月7日・8月8日付け、『朝鮮日報』1991年8月28日付け、『慶南毎日新聞』1991年4月27日付け。

5) 邊衡尹編『韓国経済論』ソウル禮豊出版社、1989年、125ページ。

もに、雇用創出や技術移転をももたらし、国内経済の活性化に資すると思えたからにはかならない。

一方、韓国政府は、1960年代中頃に労働集約財（軽工業）の輸入代替から輸出指向工業の育成に政策を転換するとともに、労働集約型産業の国際競争力を強化するために市場自由化政策ならびに輸出ドライブ政策を実施した⁶⁾。また、外資導入法の改定（1966年）や、情報センター・輸出工業団地の設立などのような輸出産業を育成する政策が導入された⁷⁾。1970年1月には「外国人投資企業の労働組合および労働争議調整に関する臨時特例法」⁸⁾が制定され、外国資本の投資環境が改善された。さらに、まだ国産化されていない産業と国内の既存輸出企業との競争関係がない外国企業を誘致し、全量輸出を義務付けて国内市場を保護しながら工業化を進める輸出基地として、輸出自由地域（輸出加工区）を造成することになり、1970年に馬山輸出加工区、1973年に裡里輸出加工区⁹⁾が設置された。

「輸出自由地域設置法」に定められた輸出自由地域とは、「外国人投資を誘致し、輸出振興、雇用増大、および技術の向上をもって、国民経済の発展に寄与」することを目的とし、「進出企業が輸出を目的にして製品を製造、加工または組立する、関係法令の適用が全部または一部が排除および緩和された保税区域の性格を帯びた」地域とされている。この地域を設置する目的は、1) 償還負担のない外国資本の誘致、2) 最新技術や経営ノウハウの導入、3) 国内企業による輸出増大の限界の克服、4) 輸出指向政策への転換に伴う輸出基地の必

6) 渡辺利夫『現代韓国経済分析』勁草書房、1982年、53～82ページ。

7) 経済企画院『経済白書1972年版』ソウル、181ページ。

8) 労働組合の設立が禁止されている訳ではないものの、設立申請先が労働庁に限られ、書類不備などの理由で設立が実質的に厳しく制限されていた。1973年に労働組合を設立しようとする動きもあったが、入居企業の反発で霧散されたことがある（韓国カトリック労働青年会全国本部『馬山輸出自由地域休廃業実態報告』1980年、34～35ページ）。ちなみに、1975年1月に、労働組合の団体交渉機能に代わる意思疎通機関として、労使協議会が行政指導で設けられた。

9) 1972年の中国の国連加入により、台湾への投資を躊躇う外国企業の進出が増えたうえ、地域経済の均等発展と政治的な要素を配慮し、2番目の輸出加工として設置された。

要性、などであった。なお、失業率が1969年の4.8%、1972年の4.5%¹⁰⁾のように遊休労働力が多かったので、労働集約的な産業を育成することで雇用機会を速やかに増大させることが喫緊の政策課題でもあった。ちなみに、OECDや世界銀行によると、輸出加工区とは「輸出原資材や中間材を完成品にし、全量輸出あるいは一部の国内販売を目的とする製造業の育成のために、施設とサービスを提供する工業団地 (Industrial estate) である。それは関税適用範囲の外に空間的、行政的に特別に設置されている」と定義されている¹¹⁾。

2. 韓国の外資誘致政策と日本企業の進出

韓国政府は、馬山輸出加工区へ外国人が積極的に直接投資することをねらって、進出企業に対し外資100%投資の許容とともに様々な特典を与えた(表-1)。すなわち、1)「外資導入法」第14, 15条に定められているように、外国人投資企業の所得税, 法人税, 取得税, 財産税に関する租税上の特典, および営業開始2年目から1年に出資額の20%まで投資元本の送金許容, 2)「輸出自由地域設置法」第18条の労働争議権の制限¹²⁾, 3)加工区外の韓国企業と同じような輸出金融, 4)高速道路・電力・水道のようなインフラの整備, 生産(工場団地, 工場建設: 標準工場¹³⁾)および生活(従業員宿舎, 学校, 病院など)関連施設の整備などの便益の提供, 5)行政手続きを簡素化し能率を良くするため, 輸出加工区内の関連行政業務の全てを管理所で行う措置, などで

10) 当時の韓国統計では、週に1時間の働きでも就業者となっていた。72年の場合、週26時間以下の就業者を含むと、不完全就業者は11%に達し、その大半は農業部門に存在した(隅谷三喜男「韓国の労働市場」『アジア経済』第16巻第3号, 1975年3月, 2~3ページ)。

11) A. Basile and D. Germidis, *op. cit.*, p. 20.

12) 設置法第18条には、馬山輸出加工区の入居企業が私企業にもかかわらず、「自由地域の進出企業体に従事している勤労者の争議および争議の調整については労働争議調整法の公益事業に関する規定を適用する」とされている。

13) 韓国政府の建設したアパート型の賃貸工場であり、入居企業は工場建物の建設に要する投資を資本財に転用して生産性を高め、稼働時期の短縮を図ることができる。賃貸期間は基本的に50年間であり、さらに更新もできる。

(表-1) 輸出加工区における優遇措置の比較 (1990年末)

	法制上の特典	租税上の特典
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・外資導入法, 貿易取引法, 労働法などの一部の適用除外 ・国内市場開放: 内国販売は輸入自動承認品目で前年度の輸出100%範囲内(家電製品5品目は5%, 特別な場合は事業開始後2年間国内販売に制限なし) ・標準工場リースが10年間(10年間ずつ延長可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税・所得税の5年間100%免除, その後3年間50%減免, 財産税・取得税の5年間50%減免 ・営業税の免除 ・外国人投資家所有株式または持ち分の配当金に対する所得税および法人税の5年間100%免除, その後3年間50%減免 ・利益配当金の場合, 投資2年後から投資額の20%限度の毎年送金の許容
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・外資導入法, 貿易取引法の一部の適用除外 ・標準工場を購入するさい, 建物原価の70%限度で融資(10年償還) * 科学工業団地(新竹)を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税の5年間の100%免除, その後は最高税率25%以内で適用 ・営業税の免除 ・資本集約および技術集約的業種は, 製品販売4年以内設定した任意の会計年度から5年間の所得税の免除
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・関税法および内国歳入法・地方税法の適用除外 ・土地リースは15年間:(10年ずつ延長可能) ・国内市場の開放(30%限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の免除(パイオニア企業は6年) ・輸出入税の免除 ・固定資産税を除く, 地方税と手数料・課徴金の免除, 生産設備も不動産に固定していない場合, 固定資産税の免除

出所) 馬山輸出加工区管理所および企業協会の内部資料(1991年4月); 日本アセアン投資(株)『アセアン5カ国比較一覧』1990年; 日本輸出入銀行海外投資研究所『直接投資の急増と経営のグローバル化』1990年, 22~241ページ, などにより作成

ある。さらに、1980年に韓国政府が国内市場を開放し、韓国内需市場への参入も可能となった。

1970年代における韓国への日本企業の進出動機としては、外資導入法の改正や馬山輸出加工区の設置、インフラの整備などの投資環境改善を通じた韓国政府の積極的な誘致政策、低廉で豊富な労働力の存在、地理的にも近く輸送費が少ないこと、朝鮮半島の緊張緩和による政治的な安定および文化の差が小さくてリスクの負担が少ないこと、などが考えられる。とりわけ、馬山輸出加工区の場合、極端な低賃金で長時間労働させることが可能な豊富で良質、低廉な労働力の存在が主要因であった。これを裏付けるものとして、次のような調

査結果¹⁴⁾がある。韓国全体をとった場合、直接投資をした外国人の投資動機は、良質で低廉な労働力(24.1%)、高い投資収益率(19.7%)、諸般の特典措置(16.8%)、輸出市場開拓および確保(16.1%)、工業立地問題の解決(8.6%)、政治・社会・経済的安定性(6.8%)、輸出前進基地(5.3%)、貿易障壁克服(2.5%)の順であった。これに対し、馬山輸出加工区内の日本企業を対象としたアンケート調査¹⁵⁾では、馬山輸出加工区へ進出した動機は、低廉な労働力(57.1%)、良質な労働力(25.7%)、税制面の優遇措置(5.7%)、販売市場のような地理的な背景(2.9%)、便利な輸出入機構(2.9%)、その他(5.7%)の順であった。すなわち、馬山輸出加工区への進出動機の大半は、良質で低廉な労働力にあったと言えるのである。

3. 馬山輸出加工区の発展段階における時期区分

Basile and Germidis の仮説¹⁶⁾によれば、輸出加工区の発展段階は次のように区分できる。1) 基本的なインフラ・ストラクチャーと関連施設および法律の整備とともに、外国人の投資が始まる「基盤造成期」、2) 進出企業数が最大になり、輸出と投資の絶対額は増加するが、増加率は低下し始める「跳躍期」、3) 投資と輸出の増加率が低下し続け、小規模の限界企業が技術集約的な大企業に代替される「成熟期」、4) 進出企業が再投資せず、資産を内国人に渡し撤退する企業が現れる「衰退期」、5) 再成長期か解体期、である。

ただし、各国の国内外の経済環境や産業構造、また加工区の運営制度やインセンティブなどが異なるため、各期間の長さや特徴は一樣ではない。特に日本企業が大半を占めている馬山輸出加工区の場合、国際経済環境とりわけ日本の経済事情の影響を強く受けるので、Basile and Germidis の仮説とは異なる点が

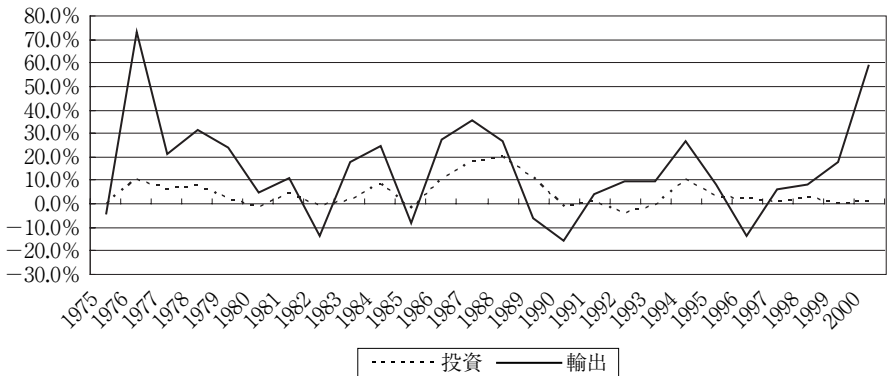
14) 車東世『外資導入の効果分析』産業研究院、1985年、71～72ページ。

15) 1989年6月から8月にかけて京都大学の福地崇生・塚谷恒雄教授と韓国の慶南大学校の地域開発研究所の協力を得て行ったアンケート調査である。以下のアンケート調査は全てこの調査を意味する。

16) A. Basile and D. Germidis, op. cit., pp. 60-61.

いくつか見られる。例えば、3)の成熟期における投資と輸出の増加率の低下という現象は、国内外の経済環境によって変わるものであり、特定の時期に限られない。また、第2次石油ショック後の1982年と、米国の輸入規制の影響を受けた1985年を除けば、馬山輸出加工区の輸出と投資の増加率は減少するどころか上昇し続けたと予想される(図-1)。なお、同じ時期に小規模の限界企業の撤退が生じたが、大企業の再投資による労働集約的な生産工程の機械化・自動化が進んだうえ、韓国人の100%投資の許容による内国企業の進出と撤退企業の内国化も行われた。また4)の衰退期において、限界企業がある程度整理されたのちに発生した投資誘因の大きな変化は、¹⁷⁾韓国企業にも有利ではなかったため、内国化を伴わない形で外国企業の撤退が引き起こされた。馬山輸出加工区の場合、衰退期においても加工区の解体を前提としない限り内国化は生じないことになる。内国化時期の差を考慮せずにBasile and Germidisの仮説を適用すると、馬山輸出加工区の場合は成熟期と衰退期が同時に現れた

(図-1) 輸出・投資の増減率(1975~2000年)



出所) 馬山輸出加工区管理所の内部資料より作成

17) 入居企業の資本金・業種に関する制限, また, 1994年に法人税・所得税の4年間100%免除, その後2年間50%減免, 財産税・取得税の5年間50%減免へ, 若干厳しくなった。

と言わざるを得なくなる。

以上のように、Basile and Germidisの仮説にはいくつか問題点はあるものの、輸出加工区の発展段階を分ける際には有用であると言える。以下では、上記の問題点などを考慮しつつ、Basile and Germidisの仮説に基づいて馬山輸出加工区の時期区分を行う。

(1) 基盤造成期(1970~74年)

1970年に日本および第3国向けの輸出を目的とする日本企業を中心とした外国企業の進出が始まり、1973年には最大の115社(うち、日本企業105社)が進出した。入居企業の資格は、「製品輸出の展望が確かで外貨獲得率が高く、製造技術が優秀で労働集約度の高い業種」となっている¹⁸⁾初期には外国直接投資を積極的に誘致するために投資規模や業種の選別が緩やかだったので、1972~73年の進出ブームでは、日本国内の賃金の上昇のために国際競争力が低下し始めた日本の中小企業が多く進出した。投資額50万ドル以下の日本の中小企業からの小規模投資が大半を占めていた(図-2)。中でも標準工場への小規模投資が多く、投資額20万ドル以下の日本企業32社のうち、22社が入居した¹⁹⁾業種も組立工程の電気・電子、繊維・縫製、雑貨(玩具、食品、傘、アルバム、手袋)などの労働集約的なものが多かった。このように、馬山輸出加工区には、多国籍企業が多い他の輸出加工区と違って、海外進出経験のない日本の中小企業が国際分業によるコスト節減を求めて組立工程を移したと言えるのである。

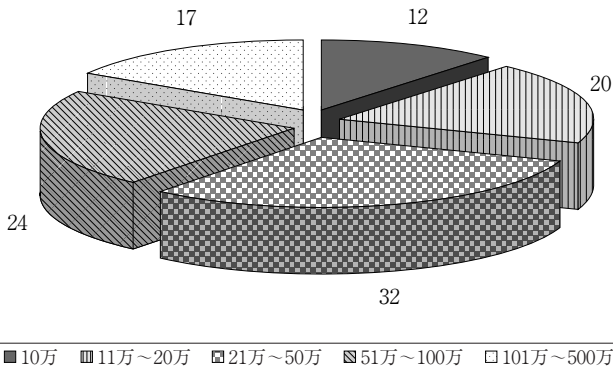
日本企業のうち、三洋電機、東光、太陽誘電など、すでに海外進出経験がある大企業の進出も組立工程を中心に行われた²⁰⁾三洋電機の場合、全額出資の子

18) 「輸出自由地域設置法施行令」第8条

19) 標準工場の投資額は最低5万ドルであり、韓国人との合弁は投資比率を50%までが許容された。建物を企業が立てて使う自社工場の場合は最低15万ドルであった。

20) 三洋電機は台湾、香港、シンガポールなどで、東光は台湾、香港などで、太陽誘電は台湾で既に子会社を運営していた(東洋経済新報社『海外企業総覧』各年)。

(図-2) 1973年度の規模別の日本企業(105社)(単位:社,ドル)



出所) 馬山輸出加工区管理所『馬山輸出自由地域現況』各年12月号より作成

会社のみならず、日本企業同士の共同出資の子会社も馬山輸出加工区に設立した。また、日本ケーブルシステムと双葉電子工業は、加工区外の韓国国内にも進出した。この加工区外への進出の理由には、馬山輸出加工区の地理的な狭さという消極的原因もあったが、輸出加工区の関連企業から部品を円滑に調達しながら、韓国国内市場へ積極的に参入することやリスクの分散を狙う目的もあったと思われる。

第1次石油ショック後の1974~75年には、国際的不況による各国の輸入規制と韓国の104.9%(1974年)のような急激な賃上げのために、進出許可を得ながら最終的に進出を取り消す企業が多く生じた。その影響で進出企業数は次第に減少し始め、1976年には100社を切った。進出を取り消した企業の大部分は小規模の労働集約的な業種であり、賃金上昇による国際競争力の低下を懸念したのである。日本企業を中心とした外国企業の進出の減少傾向のため、輸出加工区の全国的な設置をも考えていた韓国政府は馬山輸出加工区の第2工区²¹⁾の一般工業団地(鳳岩工団)への変更や、裡里輸出加工区の縮小などの対

21) 輸出加工区(1, 3工区)の24万坪より広い29万坪の面積であった。

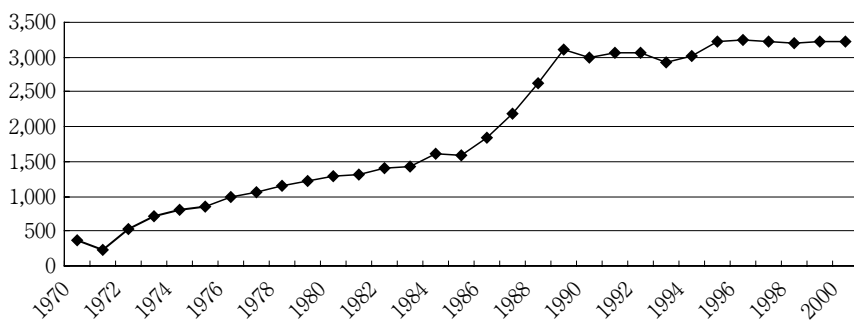
策を立てざるを得なくなった。

(2) 跳躍期 (1975~80年)

進出の取消と経営不振に陥った小規模企業が撤退を始めたために入居企業数は減少したが、電気・電子および精密機器産業を中心に1社当たりの投資規模は増大しつづけた(図-3)。1977年には1社当たりの投資額が100万ドルを超え、規模の大型化が起こった。とりわけ、石油ショックが収まった1976年には、輸出先も1975年の13カ国から60カ国に増えたうえ、機械(1975年)、非金属(1977年)業種の輸出が始まり、1社当たりの輸出額も前年比で83.8%増の3,061万ドルに達した。しかし、全企業の投資・輸出の増減率では1976年の10.2%(投資)と73.3%(輸出)を頂点として減退または停滞傾向を辿る(図-1)。一方1976年からは、後述する域外加工制度の実施に伴って国産原・副資材の使用が増大したことにより、外貨獲得額も1億ドルを超えるようになった。

しかし、1979年の第2次石油ショックが引き起こした国内外の不況による経営不振と、大統領の暗殺による政治的な不安定さが原因で、多数の撤退企業が現れた。その原因は、投資誘因の変化だけでなく、進出企業の構造にも原因

(図-3) 1社平均の投資額の推移 (単位:千ドル)



出所) 図-2 と同一

がある。小資本で労働集約的な生産方式を用い、なおかつ敷地や工場建物を賃借している外資企業は、投資誘因の変化の影響を受けやすく、ちょっとした変化ですぐに撤退してしまうという、資本と技術両面での構造的な脆弱性に他ならない。例えば、企業が少額の投資を行い、しかも韓国の金融機関から出資額以上を借り入れて、日本では採算がとれない老朽化した設備を導入し、低賃金労働力を利用して短期間で利益を上げてから撤退したケース²²⁾もある。ちなみに、この時期に撤退した11社（取消1社、経営不振10社）は日本企業であり、経営不振の場合、7社が14.5～40万ドル以下、残りの3社が70～80万ドルを投資したに過ぎない。また、業種は服・玩具・アルバム（2社）・メリヤス・自転車・猟銃・手動ウインチ・Ball-Cater・アンプなどの労働集約的なものであった。

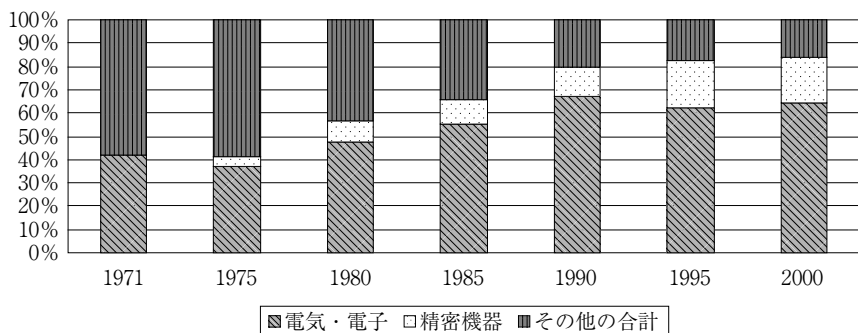
(3) 成熟期（1981～86年）

輸出の停滞と企業の撤退傾向に対処するため、1981年から韓国人100%投資が許容され、また不良企業の統廃合などが行われ、加工区の管理運営は改善された。入居企業数は減ったが、図-3のように1社当たりの投資額は1980年の1,283千ドルから1986年には1,831千ドルに増えた。全業種の投資に占める割合を見ると、電気・電子産業が1980年の47.4%から1985年の55.6%に伸びて主力産業になるとともに、精密機器が漸増した反面、機械・金属とその他の業種は投資額のみならず割合も減少した（図-4）。

こうした変化は、電気・電子産業が老朽化した進出当時の機械を新品に取り替えたことと、生産工程の省力化・自動化のための投資を増やしたことに起因する。また、1982年からは資本金100%の単独投資企業の割合が増大した。韓国人の単独投資企業が増えことと、従来の日韓合弁会社および日本投資100%

22) 輸出信用状を担保として国内企業と同じ年利7%の輸出金融を受けられる。1973年に進出し、80年12月に管理所による職権取消を受けたC社の場合、評価資産が4億9,000万ウォンであるが、釜山銀行の融資額は10億2,900万ウォンであった（韓国カトリック労働青年会全国本部『馬山輸出自由地域休廃業実態報告』ソウル、1980年、38ページ）。

(図-4) 投資における業種別の割合



出所) 図-2 と同一

注) その他の合計は、金属・非金属・繊維縫製・履物・その他の合計である。

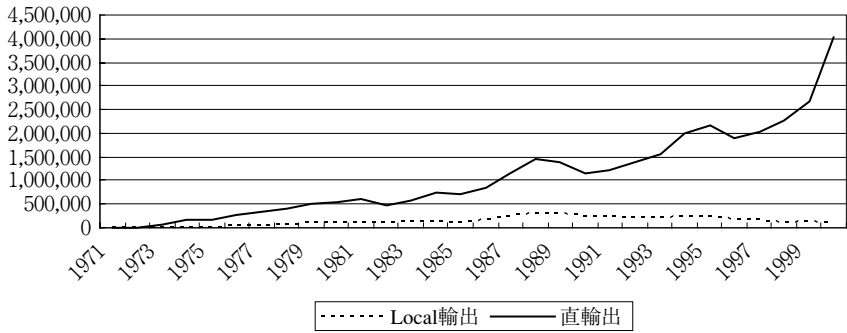
企業の内国化が進んだためである。内国化の推移を見れば、1982年の4社、1983年の2社、1984年の1社、1985年の1社、1989年の2社、1991年の1社であり、対象企業は日韓合弁2社、日本単独9社の合計11社であった。韓国人の単独投資企業の許容は、国内産業との連関をより高めようとした政策によるものである。また、企業にとっても、法・租税上の直接的な特典のみならず、隣接した昌原市を中心とする南海岸工業団地からの原・副資材の円滑な供給も期待できたからである。

一方輸出は、図-5のように、1982年の世界経済の停滞でマイナス成長を見せた。1983年からは回復を見せるものの、1985年の米国の輸入規制強化のために再びマイナス成長を記録した。業種別の割合を見れば、電気・電子と精密機器は、1975年において前者が53.4%、後者が4.0%であったものから、1985年には前者が64.4%、後者が14.3%へと割合を高めたが、逆に金属は16.8%から8.0%へ、その他も12.1%から3.0%へと大幅な減少を見せた(図-6)。したがって、前述したように国内外の様々な与件を考慮すれば、成熟期に投資・輸出の増加率が低減するという Basile and Germidis の仮説は必ずしも当てはまるとは限らない。

(図-5)

輸出の推移

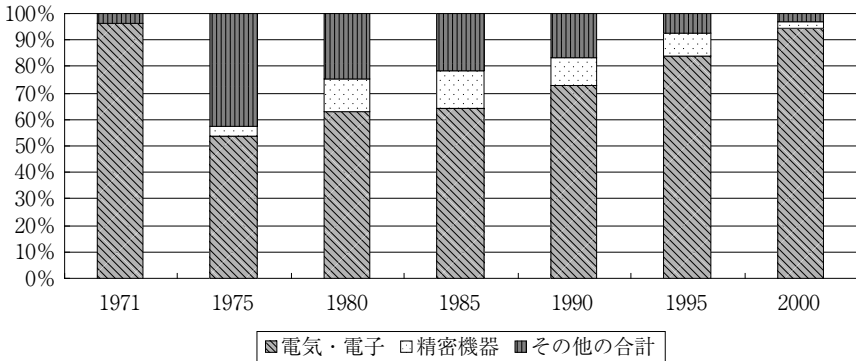
(単位：千ドル)



出所) 図-2 と同一

(図-6)

輸出における業種別の割合



出所) 図-2 と同一

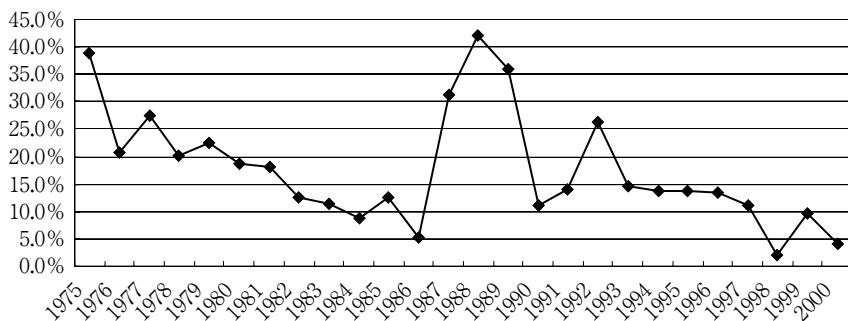
注) その他の合計は、金属・非金属・繊維縫製・履物・その他の合計である。

(4) 衰退期と解体期 (1987～99年)

1986年12月に「外国人投資企業の労働組合および労働争議調整に関する臨時特例法」が廃止され、また1987年の民主化運動とともに、労働組合が1987年の21社、1988年の14社、1989年の5社のように次々に結成されたなど、労使関係に起きたこの大きな変化は、急激な賃金の上昇を生み、それに加えてウォン高、高インフレが生じたため、東南アジア諸国に比して韓国は、相対的な優位性を弱めてしまった。価格競争力の弱体化および激しい労使紛争に伴う生産量の減少の影響を受け、1989～91年の3年間、輸出は減少し続けた(図-5)。また、同期間の雇用も、企業の休・廃業に伴って1987年の36,411名を頂点に、23,076名(1989年)、19,616名(1990年)、17,741名(1991年)へと大幅な減少を見せた。赤字累積企業も1988年の26社(うち、日本企業22社)、1989年の33社(うち、日本企業27社)に増え、経営不振に苦しむ企業が増加する衰退期を迎えた。変化の最も大きな要因は、激しい労使紛争に起因する年30%を超える賃上げに他ならない(図-7)。

アンケート調査でも、日本企業は進出当時と比べて悪化した投資環境として、1) 低廉な労働力の減少、2) 租税面の優遇措置の減退、3) 法制面の優

(図-7) 賃金の増減率



出所) 図-2 と同一

注) 賃金は男女の賃金を加重平均したものである。

遇措置の減退，を順にあげている。また，2) および 3) の環境変化は，加工区外の韓国国内にも外国企業の100%単独投資が許容されたこと，その外国企業にも租税特典が適用されたこと，加工区内での5万ドル以下の投資が禁止されたこと，など外資導入法の改正に起因するものである。

一方，輸出加工区の衰退とともに，馬山輸出加工区の存続そのものを疑う主張が登場したことがある。その理由は，韓国経済の発展に伴い，今後特別地域としての馬山輸出加工区を維持する意味がなくなったというものであり，1990年に自治体から馬山輸出加工区の解体に関する要請が出され，論議が続いた。地方財政の補填のため，輸出加工区を解体し一般工業団地の敷地として払い下げよという主張であった。しかし，図-8のように，馬山輸出加工区は韓国の他の国家工団に比べ，輸出や雇用の面で依然として優位を保っていた。それゆえ，1991年に韓国政府も馬山輸出加工区の再成長の可能性を認め，近隣の工業団地（蔚山，昌原）と有機的に関連する先端産業基地化²³⁾への発展をはかるため，法律の改正などを通じて新たなインセンティブを提供した。例えば，租税減免特典の維持²⁴⁾，国内市場の開放比率の緩和²⁵⁾，また後述する域外加工制度の改善を通じた企業の資金緩和，寄宿舎の新設などの環境整備などである。

こうした背景の下で1991年末から，ウォンの切下げと労使紛争の鎮静化傾向²⁶⁾とともに，主力業種である電気・電子，精密機器などを中心に，輸出・設備投資の漸進的な増加が見られ始めた。とりわけ電気・電子産業では，製品

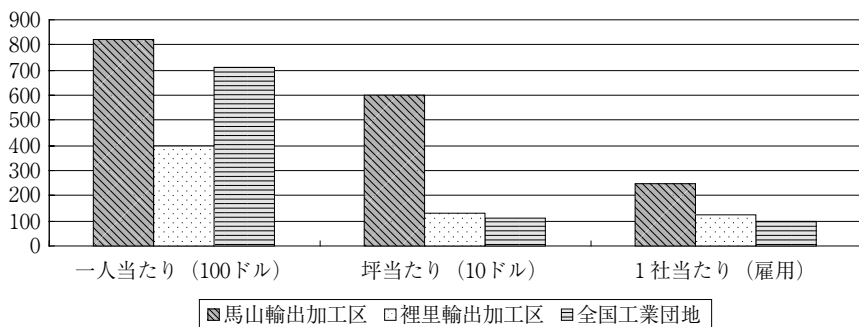
23) 入居業種を21業種から航空機，自動車，船舶などの部品を中心とする先端産業10業種に縮小した。

24) 注18)のような1994年の改正でも，高度先端技術企業には，法人税・所得税の5年間100%，その後3年間の50%，財産税・取得税の5年間100%，その後3年間の30%減免のように，より手厚い特典が与えられた。

25) 高付加価値の先端産業の誘致を促すため，韓国政府は馬山輸出加工区の企業が自ら技術開発した製品（単独商標）の場合，韓国国内市場への販売を輸出実績（金額）の100%まで保障した。

26) 労使紛争の発生した会社数を見れば，1987年の40社を頂点として，1988年の16社，1989年の29社，1990年の5社，1991年の5社，1992年の6社に安定化しつつあった。1992年12月現在，労組結成された企業は33社，加入勤労者は11,447名であった。

(図-8) 馬山輸出加工区と他工業団地の経済性 (単位:ドル, 人)



出所) 馬山輸出加工区管理所『馬山輸出自由地域現況』1993年2月;『主要業務計画』1993年1月; 商工部裡里輸出加工区管理所『裡里工業団地現況』1991年5月, などより作成

の多様化・高級化を通じて市場が広がることが見込まれただけに, 成長産業として, 省力化と自動化のための設備投資が積極的に行われた。そのうちに, 狭い敷地難を解決するために, 撤退企業の敷地を引き受けて買い取る企業も現れた。

しかし, 1990年代半ばから, 中国・東南アジア諸国の経済発展とグローバル化の急速な進行とともに, 馬山輸出加工区の持続的な発展が懸念されるようになった。大企業1社の敷地にも及ばない24万坪の狭い敷地に78社(1998年)もが入居しており, 製造・加工業だけでは将来的に停滞または先細りが避けられない状況であった。また先端産業への構造調整が一段落したとはいえ, 投資も伸び悩んでいた。とはいえ, 1999年末でも, 馬山輸出加工区は, 面積においては全国の工業団地の0.2%を占めるに過ぎないにもかかわらず, その総輸出額の5%を占めていた。単位面積当たりの輸出額で見ると全国平均の21倍であり, また馬山市の輸出額の83%と製造業従業員の52%を占めるなど²⁷⁾ 韓国・地域経済に大きく貢献していた。しかも, 1997年の通貨危機(IMF

27) 金・インチュン「馬山自由貿易地域の発展方向」『馬山自由貿易地域出発記念セミナーの報告集』2000年10月20日, 5~6ページ。

不況とも呼ばれる)でも、馬山市に隣接した昌原工業団地の稼働率が75%にまで落ちたにもかかわらず、馬山輸出加工区の稼働率は95%²⁸⁾を保ち、輸出額も伸ばすなどして、輸出基地としての有効性を再認識させていた。それゆえ、韓国政府は外資誘致政策を保ちながらも、輸出加工区の更なる発展を目指すため、WTO体制のグローバル化に合わせた「自由貿易地域」への拡大・再編という政策を打ち出した。かくして、馬山輸出加工区は、1991年までの「衰退期」、その後の「停滞期」²⁹⁾をへて「解体期」を向かうことになった。たしかに、輸出加工区からの連続性を持つ積極的な転換ではあるが、それでも製造業中心の輸出加工区としては、役割を終えたと言わざるを得ない。将来、既存の輸出加工区を解体し一般工業団地にすることは、おそらく他国でも生じないであろう。そうではなく、韓国のように貿易自由地域へ拡大・改編するか、または企業の自由度を広げたり、地域の範囲を広げる方向へ向かうことは間違いであろう。

(5) 馬山自由貿易地域の現状

2000年7月13日、「自由貿易地域の指定などに関する法律(特別法)」が施行された。馬山自由貿易地域の場合、入居業種には、従来の製造・加工業に加えて、貿易・物流(倉庫・包装・展示・販売)・情報処理・通関・医療・金融業などの多様な業種が追加された。また、船舶・航空機の修理・整備・組立業も入居できる。この地域では、入居許可・工場建築許可・外資導入・通関など企業の生産および輸出入全般に関する業務は現地で処理される。しかも、外資導入法の改正により、国税である法人税・所得税の5年間100%免除、さらにその後の2年間50%減免、地方税である取得税・登録税も15年間100%免除、財産税は7年間100%免除、その後3年間50%減免するというように特典が拡

28) チョン・デチェル「馬山自由貿易地域の役割増大に関する方案」『馬山自由貿易地域出版記念セミナーの報告集』2000年10月、25ページ。

29) 成熟期とも言えるが、更なる発展可能性が望めないという側面からの命名である。

(図-9) 馬山自由貿易地域の位置



出所) 馬山自由貿易地域管理院『馬山自由貿易地域』2004年、7ページより作成

大された。また、施設の拡充や新規企業の入居に備え、近隣の一般工団（鳳岩工団）の約5万坪を地域へ再編入することになった。入居企業の投資額を見れば、現行の規定では、外国人の投資は最低5千万ウォン（約625万円）以上でなければならず、なおかつ投資額全体の10%を超えなければならない、とされている。

2006年6月現在、外資企業46社（単独21社・合弁25）と韓国企業31社の計77社が入居しており、日本企業（36社）が投資総額の約54.8%を占めている。ソニー・三洋・カシオなどの大手の子会社をはじめ、フィンランドのノキアの子会社も入居している。依然として、韓国の工業団地の中で最も多くの外資企業が密集している地域でもある。また、製造業以外の企業60社の内訳を見れば、物流18社、金融3社、保険4社、通関11社、掃除4社、医療1社、支援行政5社、その他14社からなっている³⁰⁾ちなみに、馬山市は行政的に慶

30) 馬山自由貿易地域管理員のホームページ（www.ftz.go.kr）。

尚南道に属しており，釜山港から西へ60km，金海空港から西へ35km 離れている港である（図－9）。